M・O・C会則

施行、昭和60・7・13

改正、平成18・7・14(第1条)

平成24・7・13(第4条, 第8条)

第1章 総 則

第1条(名称および事務所)

本会はマリン・オフィス・クラブ (略称 M・O・Cまたはモック) と称し、事務所 (または事務局) を神奈川県内に置く。

第2条(目的)

本会は会員相互の親睦をはかりつつ、豊かな 人間形成につとめるとともに社会的地位向上に つとめることを目的とする。

第3条(活動)

本会は前条の目的を達するため、次の活動を行う。

- 1. 文化・スポーツ・レクリェーション活動
- 2. 法律事務等に関する研修会・勉強会
- 3. ニュース・会報の発行
- 4. 会員の地位向上を図るために必要な調査・研究
- 5. その他目的達成に必要な活動

第2章 会員及び会費

第4条(資格)

神奈川県下の法律事務所事務員及び関連する業種の事務員(臨時雇の事務員も含む)は, すべて,会員になることができる。

神奈川県外の法律事務所事務員及び関連する業種の事務員(臨時雇の事務員も含む)は,役員会の承認により,準会員になることができる。但し,既に会員である者は,本人の申出等,特段の事情がない限り,変更を要しない。

第5条(会費)

会費は月額200円とする。

第3章 総 会

第6条 (総会の開催)

総会は会長が召集し、年1回行う。

第7条 (決議事項)

総会は次のことを決議する。

- 1. 活動報告と向こう1年間の活動計画
- 2. 会計報告と予算及び会計監査報告
- 3. 役員の選出
- 4. 会則の改廃
- 5. その他必要な事項

第8条(成立と議決)

総会は委任を含めて, 全会員の過半数で成

立するが、出席者が、準会員を除く会員数の 3分の1でなければならない。また、議決は 出席会員の過半数を必要とする。

第4章 役員及び役員会

第9条(役員)

本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名 本会を代表して会の仕事をまとめ、総会及

び役員会を召集する。

- 2. 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に支障あるときはこれ を代行する。
- 3. 事務局長 1名 会の日常的事務処理を行う。
- 4. 事務局次長 若干名 事務局長を補佐し、事務局長に支障あると きはこれを代行する。
- 5. 会計 1名 会計を管理して年1回総会に報告する。
- 6. その他の役員 若干名
- 7. 会計監査 1名 会計を監査し年1回の総会に報告する。

第10条(任期)

任期は総会から総会までとする。但し、再任を 妨げない。

第11条(役員会)

第9条役員のうち会計監査を除いた役員で役員会 を構成し、総会から総会までの 間会務の執行 にあたる。

第5章 財政

第12条(会計年度)

本会の会計年度は7月から6月までとする。

第13条

本会の経費は次の収入によってまかなう。

- 1. 会費
- 2. 寄附金
- 3. その他の収入

第6章 補則

第14条

本会則に定めのない事項は総会または役員会の議を経て決定する。

第15条

本会則は昭和60年7月13日より施行する。

附目

この会則は、平成18年7月14日から施行する。

附則

この会則は、平成24年7月13日から施行する。